

消防予第 250 号
平成 30 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 69 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 12 号。以下「改正規則」という。）により、新たに消火器具の設置義務の対象となる防火対象物が多数存在することが見込まれることから、当該防火対象物に対して消火器が設置された後も適切に維持管理されるよう、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に規定する点検報告を推進することが必要です。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、小規模な飲食店等に対する点検報告の促進方策として、消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成するとともに、消火器の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）の試行版の運用を開始することとしましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 パンフレットを活用した点検報告の推進

- (1) 改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等の関係者に対し、パンフレットを配布するなど活用いただきたいこと。
- (2) パンフレットの電子データ及び消火器の点検票点検結果報告書の様式は、平成 30 年 4 月上旬を目途に、消防庁ホームページの以下 URL に掲載する予定であること。

(URL : https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)

2 アプリを活用した点検報告の推進

- (1) アプリは、改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器の点検及び報告の実施を支援することを目的としていること。
- (2) アプリは、平成30年4月1日から、「App Store」や「Google Play」でダウンロード可能となる予定であること。また、消防庁ホームページの以下URLからもアクセス可能であること。

(URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html)

- (3) 当面の間は試行版として取り扱うが、改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等において、改正令の施行日までは消火器具の設置及び点検の義務はないことから、点検結果報告書を任意で提出する場合はアプリの試行版を利用して差し支えないこと。
- (4) 改正令の施行日までに本運用を開始する予定であるが、アプリの試行版の運用状況を踏まえてアプリの修正を行う可能性もあること。
- (5) アプリを使用できる端末は、iOS 11以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末であること。

消防庁予防課設備係 担当：四維、伊崎、馬場 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
